広島県告示第五百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十一年六月一日

広島県知事　藤　田　雄　山

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社フロムワン	広島市中区河原町五番一号	さやか居宅介護支援事業所	広島市中区住吉町六番六号カーサ住吉一階	平成二一年四月一日
株式会社ニックス	広島市東区尾長東二丁目六番六号	ニックス安芸居宅介護支援事業所	広島市安芸区船越南三丁目二五番二五号AIビル二―二〇二号	平成二一年四月一日
プロジェクトケンコー株式会社	広島市西区三滝町二番七号	アイ・アイ居宅介護支援事業所	広島市西区三滝町二番七号	平成二一年五月一日
有限会社めぐみ	広島市西区己斐本町三丁目九番三―一一〇七	めぐみ指定居宅介護支援事業所己斐	広島市西区己斐上二丁目四三番二一号	平成二一年五月一日
社会福祉法人慈光会	広島市安佐南区高取北一丁目一七番四一号	上安慈光園居宅介護支援事業所	広島市安佐南区上安二丁目二〇番三三号	平成二一年五月一日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター可部	広島市安佐北区亀山二丁目一五―三三	平成二一年五月一日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八番七号	アースサポート株式会社福山在宅サービスセンター	福山市松永町一丁目四〇番一号	平成二一年五月一日
結いまーる株式会社	福山市神辺町道上一〇四九―一	結いまーる居宅介護支援事業所	福山市神辺町道上一〇四九―一	平成二一年五月一日